

豊中市若者自立支援計画

令和3年度（2021年度）事業報告書

令和5年（2023年）3月

豊中市

はじめに

本市では、平成30年(2018年)3月に、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた取組みをすすめるために「豊中市若者自立支援計画」を策定しました。

本計画は、「子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成」、「子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築」、「子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進」、「支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり」、「非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援」を施策の柱に掲げ、子ども・若者支援の充実に取り組むものです。

本計画では、進捗状況を定期的に把握し、成果と課題を検証しながら、社会情勢の変化に対応した実効性のある計画の推進をはかることとしており、年度毎に実施状況を確認し、その結果を踏まえ、計画推進における事業の見直しを実施するために本報告書を作成しました。

市民や関係者のみなさまには、本市の子ども・若者支援の推進のために本報告書をご覧ください、ご活用いただきますようお願いいたします。

令和5年(2023年)3月

— 目 次 —

I. 若者自立支援計画について	
1. 計画の位置づけ	・・・ 1
2. 基本理念	・・・ 1
3. 施策の方向性	・・・ 2
II. 事業の実施状況について	
施策の柱①	・・・ 3
施策の柱②	・・・ 8
施策の柱③	・・・ 14
施策の柱④	・・・ 20
施策の柱⑤	・・・ 23
III. 評価指標の実績について	・・・ 25
IV. 令和3年度の総括について	・・・ 26

I. 若者自立支援計画について

1. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画であり、国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「大阪府子ども総合計画」を勘案して策定しています。

子どもの健やかな育成については「豊中市子育て・子育て支援行動計画 子どもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」と連携を図り推進することとし、本計画では、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心としながら、学校から社会に移行する期間を支える仕組みや困難な状況に直面する前の予防的な観点の対応等についても定めるものです。

2. 基本理念

本計画では、これまでの青少年行政の取組みを基礎としながら、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心に取り組むことから、「青少年健全育成都市宣言」を基本理念とします。

青少年健全育成都市宣言

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して「青少年健全育成都市」を宣言します。

昭和60年（1985年）10月9日 豊中市

3. 施策の方向性

基本方針

- ① 予防的及び成長・発達の機会を提供する観点から、小学生から系統的に、生活・社会・職業的自立を視野に入れた取組みを行います。
- ② 学生から社会人への移行期を支援する取組みを行います。
- ③ 自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。
- ④ 虐待、DV、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、生活・社会・職業的自立を支援します。

施策の柱と主な取組み

施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

- ・家庭教育の支援推進
- ・子ども・若者の健やかな成長、自立に向けた教育機会の充実

施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

- ・若者支援相談窓口を支援プログラム策定からモニタリングまで行う総合相談窓口へと機能拡充
- ・協議会の指定支援機関と調整機関の連携強化による支援全体のコーディネート機能の充実
- ・他の支援機関やネットワークとの連携強化

施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

- ・学習支援や居場所づくりの推進
- ・就労支援の推進
- ・地域との連携強化

施策の柱④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成および担い手の活躍の場づくり

- ・若者支援全体を主導する指定支援機関を設置
- ・支援人材の育成と、活躍できる仕組みづくり

施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

- ・性や喫煙、薬物、虐待等の犯罪被害を未然に防止するための教育機会の充実
- ・他の支援機関やネットワークとの連携強化

Ⅱ. 事業の実施状況について

令和3年度（2021年度）における特徴的な取組みを以下にまとめました。

施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

<めざすべき姿>

子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて必要な力を習得することができる環境が整備されている。

<取組みのポイント>

- ・ 基本的な生活習慣の習得及び習得を支援する環境の整備
- ・ 自己肯定感や規範意識の育成に向けた取組み
- ・ 子ども・若者が健康についての知識、問題に直面したときにSOSを出せる力の獲得及びそれを支援する環境づくり

令和3年度（2021年度）の主な取組み

本施策については既に「こどもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」において既に実施されており、既存事業と連携しながら取り組むこととしております。

<豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか>

社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にす
る気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する
力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけることができるよう取り
組んでいます。

<豊中市教育振興計画>

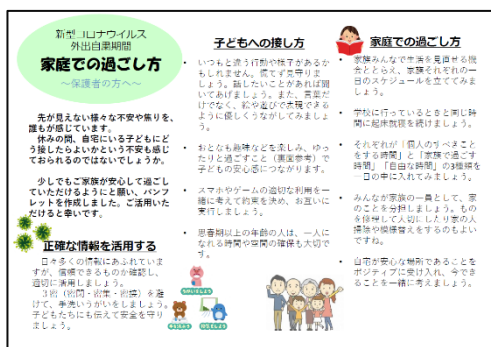
次代を担う子どもたちが、互いの人権を尊重し、ともに助け合いながら、平和な未来と自
らの将来を切り拓いていくことでできる力を身につけることができるよう取り組んでいま
す。

○子ども・若者の健やかな成長や自立に向けた教育機会の充実

豊中市メンタルヘルス計画【保健予防課】

子どもや若者のメンタルヘルスは、生涯を通じたこころの健康の基礎づくりとして重要な課題の一つです。不登校からのひきこもり、うつ病や摂食障害、薬物依存や自傷行為など、思春期・青年期のこころの問題の背景には自尊心や自己効力感の低さなどが認められます。子育てや子ども・若者を支援する機関、学校関係者等との協働や連携とともに、社会全体で子どもたちのこころの育ちを保障する仕組みづくりに取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染予防のための小中学校臨時休校及び外出自粛期間中に、感染不安への対応やストレス対処法、相談窓口の案内を目的に保護者向けリーフレットを作成し、教育委員会の協力のもと、配布しました。リーフレットにはコロナ禍におけるこどもたちへの接し方のポイントや保護者のセルフケアの必要性などについて掲載



しています。新型コロナウイルスに関するこころの電話相談（コロナこころのケアダイヤルとよなか）や精神保健福祉相談などで、引き続きコロナ禍における心の不安への対応とメンタルヘルスの維持と向上に取り組めます。

[令和3年度実績]

「思春期ガイドブック」について、市立中学校の養護教諭と協働し教員向けの指導要領を作成し、授業でより活用しやすいものにしました。

取組み	講座名	対象者の内訳等	実績
中学生を対象とした自己肯定感の醸成・援助希求行動の促進教育	いのちの授業	市内中学2校に実施	2回 267人
子ども・若者のメンタルヘルスに関する知識の普及啓発	思春期メンタルヘルス講座	学生の保護者、学校職員や市職員、関係機関等	1回 326人 (YouTube 配信)
	学校メンタルヘルスリテラシーに関する講座	市職員・教職員	1回 237人 (YouTube 配信)
	こころの病について	市内高校生	1回 40人

青少年自然の家主催事業【社会教育課】

指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族対象の野外活動事業・里山事業等を実施します。令和3年度は、小学生対象の日帰り・宿泊自然体験7事業、家族対象の日帰り自然体験4事業、指導者育成・交流事業3事業、社会課題解決事業2事業、合計16事業を実施し、参加者は延1,434人でした。多くの事業で定員を上回る応募があり、コロナ禍における行動様式の変化に対応したプログラム開発を行いながら事業展開しました。

交通安全啓発事業【交通政策課】

「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、各教育施設における交通安全教室をオンライン形式で実施しました。園児・児童・生徒が、モニターを通して警察官の呼びかけやクイズなどに答えながら交通ルールを学び、実際の道路で実践できるように交通安全啓発を推進しました。

学校における消費者教育【くらし支援課】

学校における消費者教育の推進及び消費者被害を未然に防ぐことを目的に小・中学校へ出向き消費者問題等について学習する講座を行っていますが、令和3年度(2021年度)は令和4年4月からの成人年齢引き下げにより、若者の消費者トラブルが多発することが懸念されるためDVD「しっかり学ぼう! ネットと契約~18歳成人に向けて~」を作製し、市内の高等学校(府立・私立)全校に配布しました。



○子ども・若者の社会参加に向けた取組みの推進

子どもの社会参加の促進【こども政策課】

「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の評価指標として「子どもの社会参加の促進」の進捗状況の点検等を毎年度行っています。令和3年度(2021年度)は、子どもに対する情報発信や意見表明、地域における社会体験等、子どもの社会参加に関わる事業数は40事業です。(前年度40事業)

自主防災体制推進事業【危機管理課】

防災公園として令和3年3月に野田中央公園（野田町）に加え、野畑南公園（向丘）とふれあい緑地公園（服部西町）を新たに整備しました。そこで防災公園 PR 動画をこども向けに作成し YouTube で発信しています。



学生・若者の市民公益活動への参加促進【コミュニティ政策課】

高校生や大学生などの学生・若者が、市民公益活動により一層参加しやすくなるように、市民活動情報サロンを日頃の活動の成果発表や意見交換の場として活用しました。今後は機能移転後の市民公益活動支援センターにて、学生・若者の市民公益活動への参加を促進していきます。



ちゃぶだい集会「『働く』を考えよう」の様子

豊中市高校生軽音楽フェスティバル【魅力文化創造課】

豊中市内7校の軽音部（桜塚高校・千里青雲高校・大商学園高校・豊島高校・刀根山高校・豊中高校・梅花高校）が服部緑地野外音楽堂にてクラブ活動での成果を発表し、749人の参加がありました。



活動成果発表の様子

施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

<めざすべき姿>

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる。

<取組みのポイント>

- ・多機関・多職種による包括的な支援体制の充実
- ・協議会の指定支援機関(*1)と調整機関(*2)の連携による相談・支援体制の充実
- ・制度の切れ目等で相談者への支援が途切れないようにするため他の支援機関やネットワークとの連携強化
- ・相談窓口の周知

令和3年度(2021年度)の主な取組み

○相談窓口機能の拡充(総合相談窓口化、コーディネート機能の充実)

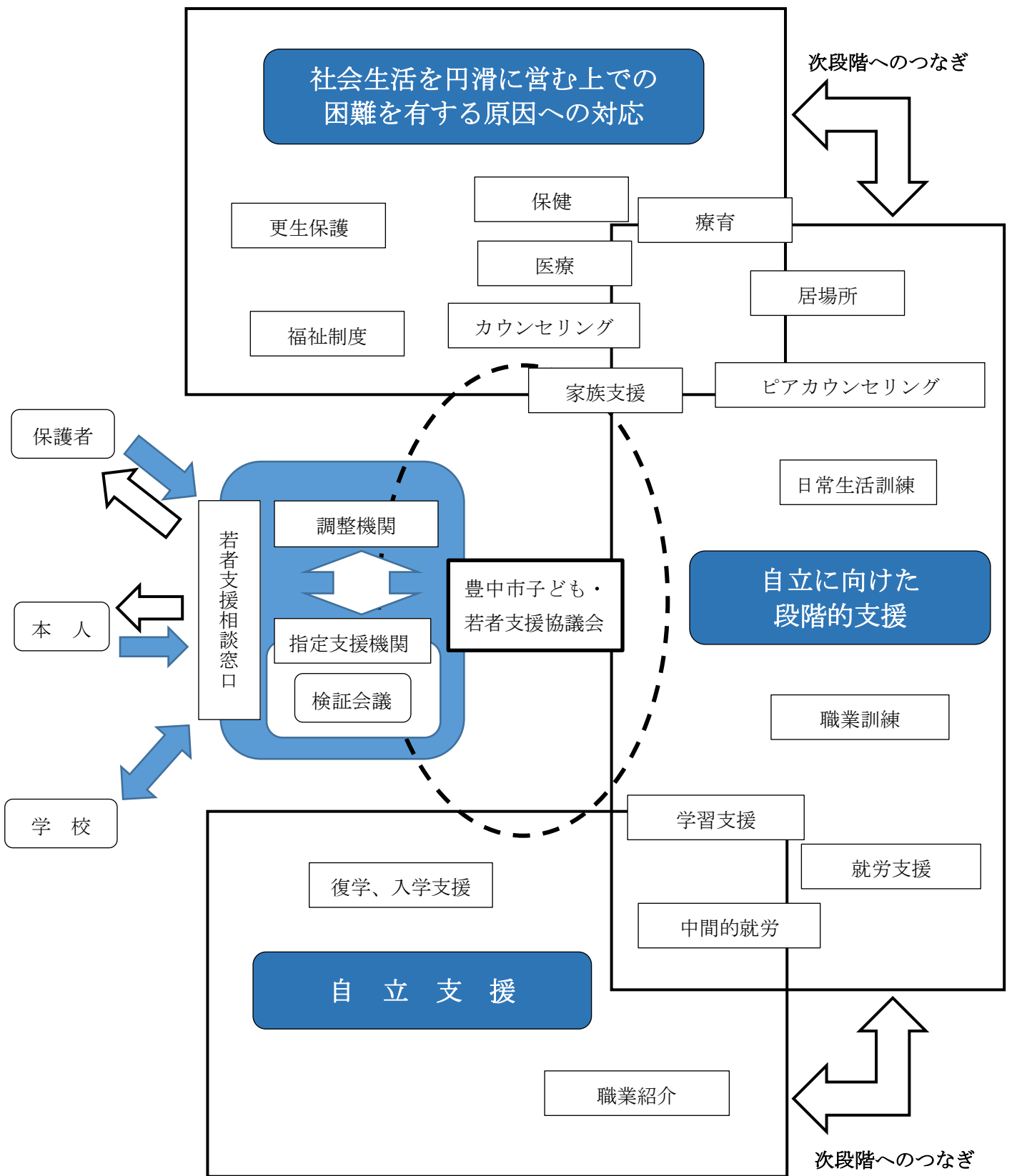
子ども・若者支援協議会【くらし支援課】

若者支援総合相談窓口【社会教育課・くらし支援課】

- ・相談支援体制の充実を図るため、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関であり主に若者の就労支援を実施している「とよの地域若者サポートステーション(受託団体;一般社団法人キャリアブリッジ)」を協議会の指定支援機関に指定しています。また、複数の機関が連携して支援にあたる場合には、協議会の調整機関であるくらし支援課が機関相互の連絡調整を行いました。
- ・ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業を実施するとともに、複合的な課題を有する相談者に対しては、関係支援機関との連携や、回復状況に応じて段階的に支援方針を見直すなど、支援全般のコーディネートを行っています。
- ・コロナ禍の影響により、対面での支援が制限されたことから、これまでの支援方法(面談や電話)に加えて、オンラインで相談できる環境づくりを行いました。

*1 指定支援機関とは、子ども・若者育成支援推進法第22条に基づく若者支援協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす機関。

*2 調整機関とは、子ども・若者育成支援推進法第21条に基づく若者支援協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行う機関。



→ 相談

→ 情報提供、助言、支援

[豊中市子ども・若者支援協議会]

代表者・実務者合同会議 1回実施

若者自立支援計画中間見直し・評価指標検討部会 2回開催

[若者支援総合相談窓口における新規相談件数]

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
相談件数	55 件	53 件	52 件	83 件	105 件	122 件	112 件	123 件

(内訳)

○登録時の年代

年代	人数
10代前半	1
10代後半	46
20代前半	37
20代後半	24
30代前半	7
30代後半	5
不明	1
ケース未開始	2
合計	123

○性別

性別	人数
男性	84
女性	37
不明	0
ケース未開始	2
合計	123

○相談内容

項目	人数
ひきこもり	31
就労	39
転職	7
就労継続	1
復職相談	0
アルバイト	5
進路	29
不登校	17
学校定着	4
復学	5
家族問題	9
経済問題	2
対人関係	9
非行	2
障害	6
メンタル	23
合計	189



[延べ相談件数] 589 件

○他支援機関・ネットワークとの連携強化

○教育委員会との連携強化

子ども・若者支援協議会／若者支援総合相談窓口【くらし支援課】

中学校卒業後や、児童福祉法の対象年齢である18歳に達した後も支援が必要な若者に対して切れ目の無い支援を実施するため、こども相談課及び教育委員会児童生徒課と定期的な連絡会議を開催しました。(令和3年度開催実績1回)

こうした取組みにより、こども相談課、児童生徒課及び学校等の関係機関からの紹介による相談者が増加しました。

○相談窓口の周知

若者支援総合相談窓口の周知【くらし支援課】

学校の卒業や年齢による制度の切れ目等により支援が途切れないよう、令和4年(2022年)1月に、卒業を控えた市内の中学3年生及びその保護者を対象にチラシ及びカードを配付し、相談窓口の周知を行ないました。

豊中市・豊中市教育委員会
将来に不安を感じている方や、そのご家族の方へ
若者支援総合相談窓口
ご案内

豊中市・豊中市教育委員会では、しごとを通じて
社会的実感をふまえて、学ぶ機会に関する相談窓口として
若者支援総合相談窓口を開設しています。

お気軽にご相談ください。
※相談は無料です。
※予約は不要です。

面談: 火～土曜日(祝日を除く) 11時30分～18時 ※要予約
電話: 火～土曜日(祝日を除く) 11時45分～18時 ※要予約
お問い合わせ先: 06-6866-3032
予約メールアドレス: info@career-bridge.net

豊中市 豊中市生涯学習センター
〒560-0031 豊中市豊能北町2丁目3-1
(豊能支庁 豊能センター) 4階 1F
(豊能支庁 豊能センター) 4階 1F
北条(東300m)

豊能4年4月以降
〒561-0838 豊中市豊能南4丁目13-1
豊能の里ふるさとセンター
(豊能支庁 豊能センター) 4階 1F 900m
国立豊能南高等学校(近隣)

対象
・おおむね15歳～29歳の若者とその家族、支援者

ご相談の事例
・学校、学び
・子どもが不登校……どこに相談すればいい?
・卒業してしまえば、就職先がわからない
・しごと、資格
・働きたいけど就職がなくて不安
・人間関係がうまくいかない、仕事が続けられない
・親が離婚して自立したいがどうすればいい?
・結婚、恋愛
・生活リズムがコントロールできていない
・子どものお悩みについて悩んでいる

配布したチラシ

【参考】子ども・若者支援に関連する相談事業の紹介

こども専用フリーダイヤル「とよなかっ子ダイヤル」【こども相談課】

平成 27 年度（2015 年度）に設置したこども総合相談窓口では、平成 29 年度（2017 年度）から 365 日 24 時間体制で 18 歳になるまでの子どもと家庭のあらゆる相談を受付けています。

令和 2 年(2020 年度)8 月からは LINE 相談（毎週水曜日の午後 5 時から 9 時まで）も開始し、令和 4 年（2022 年）3 月には市立小中学校で配布されるタブレットからも相談できるように設定を行い、子どもからの相談体制を拡充しています。令和 3 年度(2021 年度)の子どもからの相談件数は 885 件（前年度 356 件）（電話及び LINE の合計）となっています。

こども療育相談事業【こども相談課】

発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法を作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設内での支援方法などの助言も行います。

令和 3 年度（2021 年度）の利用件数は 1,904 件（前年度 1,250 件）となっています。

【参考】子ども・若者支援に関連する相談事業の紹介

おとな-girls 相談、おとな-girls 相談 WEEK

【人権政策課・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理事業）】



10代から30代の女性が匿名で、親との問題や交際相手との関係など気軽に悩みを相談でき、ともに課題を整理しながら自らの力で解決できるようエンパワメントにむかう支援を行いました。令和3年度（2021年度）は18件〈前年度10件〉の相談がありました。

相談サービス（おとなサポート事業）

【人権政策課・（公財）とよなか国際交流協会（指定管理事業）】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会を作るため、多言語スタッフおよびカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながら、サポートをしています。令和2年度（2020年度）から週5日に拡充して実施し、相談件数は延べ3,376件〈前年度1,848件〉と大幅に増加しました。日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語に対応しています。

また、緊急事態宣言時にリモート対応を導入し、宣言解除後も相談者の希望や状況に応じてリモートやSNSにより相談対応を行いました。

施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

<めざすべき姿>

地域の中に、困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取組みがある。

<取組みのポイント>

- ・ 再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供
- ・ 若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援による再チャレンジ機会の創出
- ・ 地域の中での支援のつなぎ手を育成します。

令和3年度（2021年度）の主な取組み

〇若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に実施内容を記載）

学習・生活支援事業【くらし支援課（受託団体；（一社）日本地域統合人材育成機構、（特非）とよなかESDネットワーク】

貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子ども・若者を対象に、多様な学びの場や体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を習得できるよう支援します。同世代だけではなく、異世代間の関係を築き、安心して通える居場所を提供するため、草木染めや調理、ボードゲーム、映画鑑賞などの多様な機会



を提供しました。また、本人が興味関心のあることや得意なことを通じて、他者から認められ、自信をつけることができました。コロナ禍により、来所できない児童や生徒へは、電話や SNS を使って状況確認を行いました。令和3年度（2021年度）は市内2カ所で、学習支援を161回、生活支援・体験（居場所）を178回開催し、延べ1,300人（実人数55人）が参加しました。



ひとり親家庭学習支援教室【子育て給付課】

ひとり親家庭の中学生、高校生（豊中市在住）を対象に、勉強のサポートだけにとどまらず、アットホームな居心地の良い学習の場を提供しています。令和3年度（2021年度）は母子父子福祉センターで、48回開催し、延べ736人が参加しました。

コロナ禍で学習に対して不安を抱えている生徒が多くみられる中、積極的に講師に相談する生徒も多く、進路指導や学習計画を個別に行うことにより個々の学習意欲を高めることができました。また、長期休業中も勉強をする習慣を身に付けられるよう、夏季講習・冬季講習を開催しました。

寄り添い型学習支援事業【児童生徒課（少年文化館）】

子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、進学面に困難を抱える市内在住の生活困窮者家庭を中心にした中学校3年生を対象に、安心して学習ができる場を提供し、学習支援員（社会人・大学生）が個別対応で学校の宿題や課題、定期テストに向けての勉強を支援しました。

各校の試験対策や入試対策だけではなく、あきらめず目標をもって学習し続ける力を培いました。令和3年度（2021年度）は、市内4校から12人の参加登録があり、「塾や家庭教師などが利用できない中学生」の一部ではありますが、ほぼ年間を通して、各中学校との連携を図りながら、彼らに寄り添い、支援をすることができ、自学自習の力を育むことができました。

「子どもの居場所づくり」事業【児童生徒課（少年文化館）】

児童生徒の自発活動を奨励し、個性の伸長をはかるとともに自主的で創造性に充ちた情操豊かな児童生徒の育成のため、日曜日や長期休業中に実施する様々な体験活動をおして子どもたちの居場所づくりを行っています。提案公募型委託制度を活用して、市民公益活動の経験や専門性等をもつ団体と協働で実施することで、より効果的にサービスを提供しています。年間を通じた文化クラブのほか長期休業中のカルチャー教室など、延べ参加人数は2,282人で、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかで心豊かに育てていく場を創出・提供することができました。

「子どもの居場所づくり」事業【(社福)豊中市社会福祉協議会】

各小学校区において、食事の提供などを通じて、子どもの孤食の予防と居場所づくり

を行うことで、健やかな子どもの成長と地域のセーフティネットの体制づくりを行いました。7校区、1,443名の参加がありました。

こどもの学び・居場所事業【人権平和センター豊中】

自信や達成感を感じ、自己肯定感や自尊感情を育むとともに、人との関わり・つながりの中で、自分らしく生きる力を育む機会とするために、小中学生に放課後や長期休業時における学びの場や、居場所を提供しています。令和3年度（2021年）は学びの場づくり事業は84回開催し、延べ733名の参加、見守り・寄り添い活動の場づくり事業（月～土曜日及び春夏冬休み）は293回開催し、延べ3,387人の参加がありました。

こども多世代ふれあい事業【人権平和センター螢池】

小中学生を中心に、学習機会や文化芸術・スポーツに接する機会を提供するとともに、様々な世代の交流を通して、豊かな人間関係づくりを推進しています。令和3年度（2021年）学習クラブ事業は153回実施、延べ419人の参加、交流活動事業（月～土曜日及び春夏冬休み）は289回実施、延べ3,886人、体験学習事業（文化芸術活動やスポーツ活動などの体験活動）は100回実施、延べ977人、多世代ふれあい事業（高齢者や小中学生との交流事業）は95回実施、延べ1,278人の参加がありました。

コラスト（コラボ DE スタディ）【千里地域連携センター】

令和4年（2022年）1月12日より千里文化センターの共有スペースを利用し、中高生の学習スペースとして「コラスト（コラボ DE スタディ）」を運用しています。

学校体育施設開放事業【学校施設管理課】

子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、学校教育に支障のない範囲において市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。

放課後の子どもの居場所づくり事業【学び育ち支援課】

親の就労の有無に関わらず、すべての子どもが放課後、安全で安心して豊かな時間を過ごすため、小学校の校庭に子どもの居場所となる活動場所を作り、子どもの自主的な遊びを通して子どもの育ちを支援しています。令和3年度（2021年度）は、給食実施日の放課後2時間程度、市内10小学校（大池・野畑・西丘・寺内・豊島西・桜井谷・東丘・

高川・刀根山・新田南)で行いました。

すべての子どもの放課後の安心・安全な居場所であるとともに、自由遊びを通じて子どもたちの自主性や創造力、体力を育むことができる機会となっています。また、放課後こどもクラブの入会要件や家庭の経済的事情により入会できない児童、放課後こどもクラブを退会した児童が利用しているケースもあり、放課後こどもクラブを補完する場にもなることも期待できます。

人間関係や仕事がしんどい女子のための気軽にしゃべりカフェタイム

【(一財)とよなか男女共同参画推進財団】

生きづらさや働きづらさを感じている若年女性同士が、ゆるやかなつながりをつくり、エンパワメントができるよう、定期的に集まれる場を設けました。令和3年度(2021年度)は5回実施し、延べ26人が参加しました。



2021年11月のチラシ



11月おさんぽの様子

子どもサポート事業「子ども母語教室」「学習支援・居場所づくり サンプレイス【人権政策課・(公財)とよなか国際交流協会(指定管理事業)】

「子ども母語教室」では、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりやエンパワメントを行っています。外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、



サンプレイスの様子

子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。ここ数年は外国にルーツを持つ大学生・大学院生がボランティアとして活動の機会に携わることが多くなっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。令和3年度（2021年度）は、33回実施し、参加者のべ405人（うち外国人264人）。行事の開催1回、参加者23人（うち外国人19人）でした。

子どもサポート事業（若者支援） 「若者のたまりば」【人権政策課・（公財）とよなか国際交流協会（指定管理事業）】

令和3年度（2021年度）から、本事業は指定管理事業として実施することとなりました。外国にルーツを持つ若者の居場所事業「若者のたまりば」では相談員を配置し、外国にルーツを持つ若者が安心できる居場所作りを行いながら、その中で就労や進学、家族関係、友人関係等の若者が抱える課題や悩みごとを相談できるよう体制を整えました。定例活動では、参加者が外国にルーツを持つ仲間（ピア）と出会い、相互に交流できるような場づくりとして、料理やボードゲームなどの活動を通じた交流を行い、随時ニーズに応じて、他事業と連携しながら進学や就労に向けた日本語の支援もおこないました。

また、昨年度のネパールの若者実態調査で明らかになった、10代後半に来日した若者への日本語・進路選択などについての相談も引き続き対応しています。また、調査についての報告会を令和3年（2021年）11月に実施しました。

令和3年度（2021年度）は、「たまりば」34回、参加者のべ138人（うち外国人134人）、イベント・行事の開催年2回、参加者のべ9人（うち外国人9人）でした。

多文化子どもエンパワメント事業（こども日本語）【（公財）とよなか国際交流協会】

学習のための日本語支援が必要な小学生・中学生や若者のための日本語教室、学習日本語「こんぱす」を2020年度に新たに立ち上げ、日本語の支援や学齢超過の若者の高校進学支援をおこないました。また、子どもの日本語と学習面の躓きや悩み、不安に関する学習相談日を設け、学校教員や保護者からの相談対応を行いました。令和3年度（2021年度）は89回実施し、参加者は延べ967人（うち外国人358人）、教育相談4件：参加者のべ18件（うち外国人7人）でした。

子ども宅食事業【(社福) 豊中市社会福祉協議会】

新型コロナウイルス感染症の影響で市内の子ども食堂などの開催が困難になり、子育て世帯の見守りがなかなかできない状況を鑑み、CSW が相談を受けている世帯を対象に 80 世帯、延べ 821 回見守り宅食や寄付食品による支援を通じて情報提供や生活支援を行いました。

○若者を対象とした就労支援の推進

雇用創出事業【くらし支援課】

地方創生推進交付金を活用し、常用雇用をめざす就業経験の少ない若年求職者を対象とした連続講座を実施しました。この講座は、自己理解や職業理解等の就活準備編、企業研究や応募書類作成等の就活実践編、企業見学・体験等を経て就労をめざす連続プログラムです。

[令和 3 年度 (2021 年度) 実績]

内 容	人 数
参加者	17 人
常用雇用の就職決定者数	3 人



講座の様子

若者職業体験事業【くらし支援課】

これまで就業経験がない人、正社員として働いたことがない人、離職した人等で再チャレンジしたい人の就職支援策として、市役所での仕事を臨時職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成を支援しました。令和 3 年度 (2021 年度) は 8 人を採用しました。

施策の柱④ 支援拠点の整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり

<めざすべき姿>

困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことを応援する拠点があり、それを支える人材がいる。

<取組みのポイント>

- ・包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守る拠点となるワンストップ総合相談窓口の設置
- ・健全育成と支援育成の混在的な事業の実施を可能とする仕組みづくりについての検討
- ・主体的に自らのキャリアを切り拓いていけるよう成長を促す仕組みづくり
- ・専門性をもった支援者を育成するとともに、活躍できる仕組みづくり

令和3年度（2021年度）の主な取組み

○相談窓口機能の拡充（総合相談窓口化）

施策の柱②に記載

○若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に仕組み作りに関する内容を記載）

子どもの居場所ネットワーク事業【こども政策課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進により、子どもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を令和2年度（2020年度）から引き続き実施しました。

ポータルサイト「いこっと」の随時更新、人材バンクの運営、個別団体の居場所づくり支援、市域及び圏域のネットワーク会議の開催、ボランティア連続講座等を実施しました。

実施にあたり、委託先の特定非営利活動法人とよなか ESD ネットワークが担う市域コーディネーターに加えて、6 圏域に圏域コーディネーターを配置し、事業を実施しました。

子ども食堂ネットワーク事業【(社福) 豊中市社会福祉協議会】

子ども食堂や子どもの居場所づくりに取り組む団体同士のネットワークの組織化を目的に、年1回のネットワーク会議の開催、9団体の参加がありました。また、子ども食堂MAPの作成、学習支援を26回実施し、173名の参加がありました。

子どもの居場所づくり推進事業補助金【こども政策課】

「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを推進するため、地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを充実することを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対して補助をすることで、居場所の安定的な運営の支援を行いました。

6月1日から令和3年度(2021年度)末までの期間で、10団体を補助し、延べ7,359人の居場所への参加と、延べ574世帯へのお弁当等の配布を通じた見守りを行いました。

若者支援総合相談窓口(ひきこもり対策強化事業)【くらし支援課】

居場所事業は引き続き毎週1回開催し、共同作業(軽作業、地域活動、菜園づくり)、ゲーム、クラフト制作などを通して、自己理解、他者理解、対人関係構築などの社会的スキルの育成とともに、グループ内の相互交流を通して集団内での安心感や自己肯定感の醸成を促し、外出意欲の定着、更には次のステップの社会参加に導く場としてのプログラム提供を継続しました。また、集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別居場所プログラムを提供し、外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化しています。

居場所事業(集団) 88回 延べ322人(実人数41人)

居場所事業(個別) 121回 延べ121人(実人数8人)



集団プログラムの様子(パソコン作業)



(軽作業)

生きづらさを有する当事者会の立ち上げ支援【くらし支援課】

ひきこもり等の生きづらさを有する女性を対象とした当事者会「ひきこもりUX女子会 inOsaka5市」を大阪府及び府内の自治体と連携して実施し、府内5カ所で128人が参加しました。

また、当事者自らが企画運営を行い集える場の立ち上げを支援するため、令和元年度から当事者会の立ち上げに向けて話し合う交流会を実施した結果、令和2年(2020年)9月から「ひきこもり豊中女子会」が立ち上がりました。令和3年度(2021年度)は9回開催し、延べ21人が参加しました



ひきこもり UX 女子会 inOSAKA チラシ



ひきこもり豊中女子会のチラシ

施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

<めざすべき姿>

虐待やDV、犯罪被害、薬物乱用、インターネットやSNSを通じた被害、薬物やゲームなどへの依存等を防ぐための取組みがなされている。また、万一被害を受けた場合には、相談・支援機関による適切な支援や治療を受けることができる。

<取組みのポイント>

- ・インターネットや携帯電話等の正しい利用方法、性や喫煙、薬物、虐待等に関する教育や広報啓発活動など依存や被害の未然防止の取組み
- ・非行、薬物乱用、虐待、DV、消費生活等について専門的な相談・支援機関やネットワークとの連携強化
- ・再発防止にむけて当事者の潜在的な成長力を活かすために当事者中心の自助グループ活動などへの支援や連携

令和3年度（2021年度）の主な取組み

○子ども・若者の犯罪被害等の未然防止に向けた教育機会の充実

○他の相談・支援機関やネットワークとの連携

若年女性を対象にした性に関する学習機会の充実

【人権政策課・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理事業）】

コロナ禍で深刻化する、性的搾取をされる少女たちの現状や社会構造について学び、一人ひとりにできることを考えるため、「少女の孤立と無関心社会～支援活動からみる現状と課題」を開催し、24人の参加者がありました。具体的な事例からコロナ禍で悪化する少女の現状をお話いただき、少女個人の非行問題ではなく、困窮している少女を性的に搾取する社会の問題であるという認識をもつことができました。



「少女の孤立と無関心社会」開催時の様子



「少女の孤立と無関心社会」チラシ

タブー視されてきた月経の問題を女性だけではなく、社会全体の問題として捉えなおすため、「生理の貧困は“だれ”の問題? ~『月経』からみえる社会」を開催し、10人の参加者がありました。参加者同士で月経の体験を共有し、タブー解消に向けた話し合いができました。コロナ禍により顕在化した「生理の貧困」問題は、女性の衛生や健康を維持するための経済的負担の問題としても考えなければならないということを経験しました。



「生理の貧困は“だれ”の問題?」開催時の様子



「生理の貧困は“だれ”の問題?」チラシ

Ⅲ. 評価指標の実績について

指 標	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
出前講座等の参加者数 (* 1)	16,892 人	16,722 人	14,044 人	7,995 人	16,375 人
若者支援相談窓口への相談 件数	83 件	105 件	122 件	112 件	123 件
本人(若者)に直接面談できた 割合 (* 2)	51.8%	48.6%	50.0%	54.5%	43.9%
他機関・支援ネットワークと の連携数	—	37 ケース (延べ 57 機関)	39 ケース (延べ 63 機関)	39 ケース (延べ 49 機関)	47 ケース (延べ 52 機関)
義務教育終了後の若者を対象 とした学習支援の参加者数	—	10 人	24 人	17 人	11 人
就労支援を行った若者の人数 (* 3)	341 人	300 人	324 人	507 人	398 人
豊中市市民意識調査において 「子どもや若者が地域の中 で、いきいきと活動できている」 と感じている市民の割合	36.8%	—	37.4%	—	46.0%

* 1 キャリア教育、健康教育、思春期教育、メンタルヘルス、消費者教育、防火・防災等に関する出前講座等の
子ども・若者の参加者数

* 2 若者支援相談窓口への相談者のうち本人(若者)と直接面談できた割合

* 3 「くらし支援課(34歳未満の若年者)」及び「とよの若者サポートステーション」における支援人数(含む過年
度相談)

IV. 令和3年度の総括について

若者支援総合相談窓口の新規相談件数については、123件（前年度112件）と増加しました。これは、前年度は新型コロナウイルス感染症拡大（緊急事態宣言・休校等）による、社会全体の停滞状況の影響により当事者家族の動きの低下が相談件数の減少につながったと考えられますが、今年度はそうした家族の早期相談の動機の回復の様子が伺われました。引き続き相談者の心身の状況や環境の変化に応じて、支援プランや利用する支援機関を随時見直すなど、関係支援機関との連携を強化しながら、中長期の視点にたった支援全般のコーディネート機能の充実に取り組んでいます。

また、本人が来談できないケースが多いため、平成30年度（2018年度）から訪問支援や居場所事業を試行的に開始し、その後段階的に拡充していますが、家族のニーズや困り感によって相談開始となった事例が増え、本人に会えた件数は前年度の61人から54人に、割合は54.5%から43.9%に減少しました。居場所事業（集団）は延べ88回実施し、延べ322人（実人数41人）が参加しました。集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別居場所プログラムを提供して外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化し、延べ121回（実参加人数8人）実施しました。

そのほか、中学・高校生世代を対象とした学習支援や居場所事業、生きづらさを有する当事者活動団体と連携した交流の場づくりなど、地域における若者の居場所の充実や就労をはじめとした社会参加の場の創出に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえ、若者のそれぞれの課題解決、支援の充実にむけて若者支援総合相談窓口の効果を検証する仕組みやヤングケアラー、自殺対策等の関係機関との連携強化について定めた豊中市若者支援自立支援計画の改訂版の作成をおこないました。

今後も引き続き、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、若者、地域、当事者団体、事業者、関係支援機関との連携を深め、相談支援体制の充実だけでなく、子ども・若者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組めます。

**豊中市若者自立支援計画
令和3年度（2021年度）事業報告書**

令和5年（2023年）3月

豊中市 市民協働部 くらし支援課 若者支援担当

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号

TEL: 06-6858-6870 FAX: 06-6858-5095